

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美郷町長 松田 知己

市町村名 (市町村コード)	美郷町 (05434)
地域名 (地域内農業集落名)	畑屋地区 (上畑屋、下畑屋、安城寺下、安城寺上、中野、大柳、大畑、湯竹、上外川原、下外川原、善元寺、塚、羽貫谷地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区の平野部では主に水稻が栽培されており、山間部ではりんご等の果樹栽培が盛んである。
 ・米需要の減少や米価の下落などの影響により、主食用水稻以外の作物への転換が進んでいる。一方、新品種のサキホコレや減農薬・減化学肥料栽培など付加価値の高い米生産に取り組んでいる。
 ・転換作物としては、主食用以外の水稻や土地利用型の大豆が作付けされ、団地が形成されている。また、園芸作物では枝豆やアスパラガスなどの美郷推進作物が栽培されているほか、きゅうりや菌床しいたけのメガ団地が整備されている。
 ・地区内の畜産農家と耕種農家が耕畜連携に取り組んでいる。
 ・圃場整備地域では大区画の圃場が整備されるとともに農業法人が設立されて農地集積が進んでいる。未整備地域では主に集落営農組織や認定農業者が地域農業を担っている。
 ・担い手の高齢化や後継者不足などにより、将来の地域農業の担い手不足や未整備地域では耕作放棄地の拡大が懸念されている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者55人(うち60歳以上36人) 法人・集落営農組織等 10経営体
 主な作物:水稻、大豆、枝豆、なす、きゅうり、アスパラガス、しいたけ、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

・これまで整備してきた農業施設を活かした水稻の栽培を基幹作物とし、主食用以外の水稻や大豆の生産拡大を図る。
 ・園芸作物の栽培による農業経営の複合化やメガ団地による大規模園芸の維持・拡大を図る。
 ・圃場整備地域においては、圃場の大区画化に加え、スマート農機を導入して、更なる生産性の向上と省力化を図る。
 ・地区内や隣接地区の担い手に農地集積を図る。未整備地域においては営農継続に務めながら、生産性向上、担い手不足や耕作放棄地の解消など将来の地域農業の維持を図るために圃場整備や農業法人の設立を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	983 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	983 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

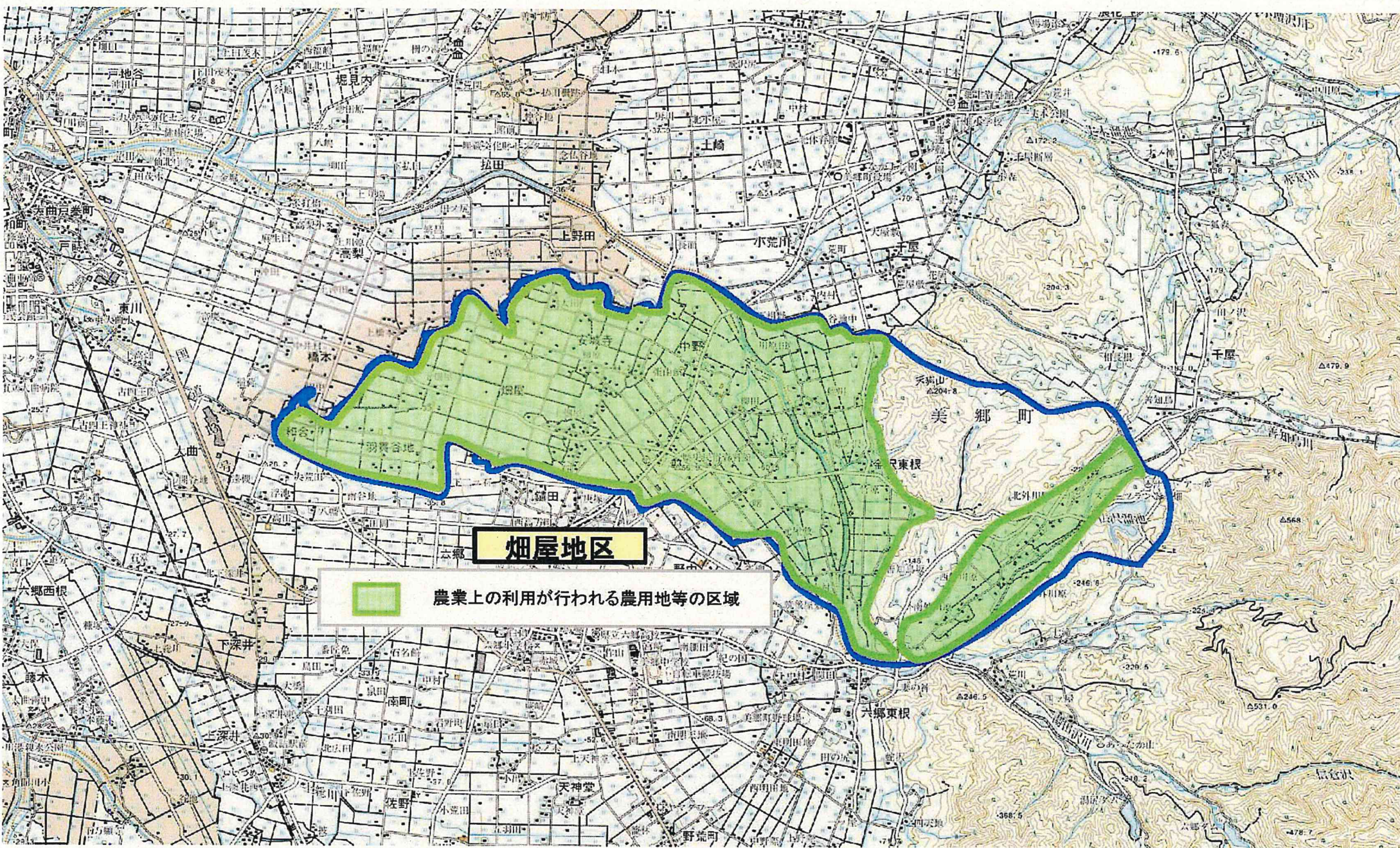
(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の話合い結果や隣接地の耕作者などを考慮するとともに、地区内の認定農業者等の担い手を優先して農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の利用権設定・権利移転・売買等を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備地域については、基盤整備事業や農業法人の設立を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者に対し地域でサポートしながら定着を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区の防除協議会の役割を担う団体等に防除業務の委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として、防止柵を設置し、鳥獣被害の拡大を防ぐ。
 ②有機栽培や減農薬により環境への負荷をできる限り低減させた農業生産を進める。
 ③ロボット技術や情報通信技術を活用し、農作業の負担軽減や効率化を進める。
 ⑤引き続き栽培を継続し山間部の農地を守っていく。



畑屋地区



農業上の利用が行われる農用地等の区域